

## 令和8年第1回三股町農業委員会総会議事日程

令和8年1月29日（木）

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号 賃貸借契約の合意解約について

日程第 4 報告第2号 使用貸借契約の合意解約について

日程第 5 報告第3号 農地法第3条の許可書の返戻について

日程第 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

日程第 7 議案第2号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

日程第 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

日程第 9 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

## 令和8年第1回三股町農業委員会総会審議結果

### 日程第6

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 7 ）

### 日程第7

議案第2号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（ 1 ）

### 日程第8

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 3 ）

### 日程第9

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 57 ）

## 令和8年第1回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 1月29日（木曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 1月29日（木曜日）

### 議 案 審 議

#### 出席者

1番委員	小倉 休幸
2番委員	下石 昭廣
3番委員	内村 介貞
4番委員	中石 均
5番委員	馬渡 芳文
6番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

欠席者 なし

#### 議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長  
事務局 局長補佐  
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和8年第1回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し、担当区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に2番委員の下石昭廣さん、3番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第1号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計6件19筆22,540㎡、うち田が17筆19,842㎡、畑が2筆2,698㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法による合意解約が3頁1と2番、旧基盤法機構法による合意解約が4頁1番から5頁4番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第2号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件2筆2,015㎡、うち畑が2筆2,015㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法に関する総会資料が7頁1番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第5、報告第3号農地法第3条の規定による許可書の返戻について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号農地法第3条の規定による許可書の返戻についてでございます。合計13件6筆4,295㎡、うち田が6筆4,295㎡、畑でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

報告第3号農地法第3条の許可書の返戻についてご説明いたします。総会資料9頁になります。許可年月日：令和8年12月23日、シレイ番号51番、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地 長田字長原4905番1他5筆、地目：田、合わせて4,295㎡、返戻受付年月日：令和8年1月13日の案件となります。申請人は3段目に記載の長田字長原4935番1、地目：田、1,095㎡を誤って申請書に記載し、許可を得てしまわれました。登記申請時に発覚したため、返戻を申請されたものです。尚、残りの5筆につきましては、今回の議案第1号、受付番号4番において再申請をされております。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第6、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計7件21筆15,896㎡、うち田が16筆13,394㎡、畑が5筆2,502㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

## 事務局

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料 1 1 頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号 1 番、受付年月日：令和 8 年 1 月 8 日、受人：〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 樺山字石坂 6248 番 2 他 6 筆、地目：田及び畑、合わせて 5,303 m<sup>2</sup>、所有権移転（売買）となっております。受人はお 1 人世帯で 50 年農業に従事し、水稻を中心に 3,777 m<sup>2</sup>を耕作し、農機具はトラクター、脱穀機、田植機、稲刈機、耕運機を各 1 台所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 1 番は 1 月 26 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は樺山地区に住んでおり、大工及び解体業を営んでおります。申請地は雑木が生えていて今後徐々に田んぼ、畑を増やしていくとの事でした。トラクター、コンバイン以外にコンボなどの重機もあり、常に写真下の田んぼは綺麗に整地されていました。今後も残りの申請地の管理と草刈りを続けていきたいとの事です。農地は全て耕作されており、売買による所有権移転です。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

## 事務局

受付番号 2 番、受付年月日：令和 8 年 1 月 13 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字大野 5574 番 1、地目：田、1,002 m<sup>2</sup>、所有権移転（売買）となっております。受人は新規就農で、営農計画書が提出されており、奥様と息子さん 2 人の 4 人で杉ポット苗の育成を計画されています。農機具は管理機を 1 台所有されています。尚、新規就農という事ですが、自宅内で杉のポット苗を栽培されておりまして、申請人は林業関係の学校を卒業されて知識等のスキルも得ているようです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題

がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号2番は1月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は大野地区に住んでおり、平日は宮崎大学の実習員の管理者をしており、仕事終わり又は週末に杉苗の管理をされております。杉の栽培は以前から行っておりましたが、3年ほど前から杉苗のポット栽培を始め軌道に乗ったため、杉苗の栽培を拡大するため今回申請をしました。農作業に従事する家族は4名です。北郷町に杉の栽培場を所有しており、状況から見ても効率的に利用できるの見込まれます。規模の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号3番、受付年月日：令和8年1月13日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字小鷹原2045番1他1筆、地目：田及び畑、合わせて1,886㎡、所有権移転（売買）となっております。受人は新規就農で、営農計画書が提出されており、お一人で露地野菜の栽培を計画されています。農機具は軽トラック、トラクター、ホイールローダー、ボブキャットを各1台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡 芳文）

受付番号3番につきましては1月27日に第2ブロック委員2名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は大鷲巣に住んでおり、以前は和牛繁殖を行っておりましたが、今後新規に露地野菜を耕作するとの事

であります。機械能力、農作業に従事する家族は1名です。状況から見ても効率的に利用できると思込まれます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号4番、受付年月日：令和8年1月13日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字長原4905番1他4筆、地目：田、合わせて3,200㎡、所有権移転（贈与）となっております。先ほどの報告案件で説明いたしました許可書返戻に伴う再申請となります。受人は農地所有適格化法人で、甘藷や水稲を中心に254,210㎡を耕作し、農機具はトラクター22台、コンバイン、田植機を各1台、ポテカルゴ6台を所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号4番の1、2につきましては、1月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城市山之口町の〇〇〇〇〇〇です。水稲と甘藷を中心に大規模に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力もあります。状況から見ても効率的に利用されると見込まれます。〇〇〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇〇へ所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

## 事務局

受付番号 5 番、受付年月日：令和 8 年 1 月 13 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字前川原 654 番 1 他 3 筆、地目：田、合わせて 2,412 m<sup>2</sup>、所有権移転（売買）となっております。受人は 50 年農業に従事され、奥様と息子さん夫婦の 4 名で、水稻と飼料稲を中心に 232,907 m<sup>2</sup>を耕作し、農機具はトラクター 8 台、コンバイン 3 台、田植機、ロールベアラー、集草機、反転機を各 2 台所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

## 議長（溝口 良信）

受付番号 5 番については私の方で説明させていただきます。1 月 27 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。渡人は都城に住んでおり、以前はこの地区の〇〇さんが借りていましたが、〇〇さんが売りたいとの事で、〇〇さんに話をしたが買わないとの事で、隣にある農地の所有者の〇〇さんに話をしたら購入をするとの事になりました。受人は水稻と和牛繁殖を中心に農業経営を行っており、農作業に従事する家族は 4 名であります。農地の拡大を図るための所有権の移転です。状況から見ても効率的に利用されると見込まれます。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

## 議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

## 議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

## 事務局

受付番号 6 番、受付年月日：令和 8 年 1 月 13 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字高才 1442 番 1、地目：畑、898 m<sup>2</sup>、所有権移転（売買）となっております。なお、当案件は町あっせんとなっております。受人は受付番号 5 番と重複のため、説明を省略いたします。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

## 議長（溝口 良信）

受付番号 6 番につきましても私の方から説明いたします。受付番号 6 番は 1 月 27 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真

をご覧ください。以前から受人の要望で売買を希望していて、今回、町あっせんで  
の所有権移転をしたところであります。受人は水稲と和牛繁殖を中心に農業経営を  
行っており、農地は全て耕作しており、機械能力、農作業に従事する家族は4名で  
あります。状況から見ても集約することによって効率的に利用できるの見込まれます。  
農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要  
件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号7番、受付年月日：令和8年1月13日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇  
〇〇、申請地 餅原字又合1215番1、地目：田、1,195㎡、所有権移転（売買）と  
なっております。なお、当案件は町あっせんとなっております。受人は受付番号5  
番6番と重複のため、説明を省略いたします。農地法第3条第2項各号には該当し  
ないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、  
通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしており  
ます。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号7番は1月27日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。  
場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内在住で水稲と和牛繁殖を中  
心に農業経営を行っております。農地は全て耕作しており、機械能力、農作業に  
従事する家族は4名です。状況から見ても効率的に利用できるの見込まれます。農地  
の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件な  
ど特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について  
受付番号1番から7番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。





#### 1 番委員（小倉 休幸）

受付番号2番は1月26日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は都城市の賃貸住宅に居住しておりますが、付近で大雨による浸水を経験した地域であるため安心して子育てができる場所を探していた所、今回の申請地を取得することが可能になったため、新築住宅を建設するものでございます。汚水につきましては公共下水道に接続、雨水は北側雑排水に接続するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

#### 議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

#### 議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

#### 事務局

受付番号3番、受付年月日：令和8年1月8日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字中島268-6、地目：田、面積：391㎡です。売買による所有権移転で、転用目的につきましては申請地と隣接地の宅地を一体的に利用して特定建築条件付売買予定地（2区画）及び宅地分譲（1区画）となっております。こちらの特定建築条件付売買予定地につきましては、聞きなれないと思いますので少し説明をさせていただきます。特定建築条件付売買予定地とは宅地増設を目的とするものになるのですが、農地転用許可制度においては原則用途地域以外の農地については、宅地増設のみの目的では転用申請出来ません。ただし、この特定建築条件付売買予定地は一定の条件、例えば土地を売買した場合一定期間内に受人と購入者間で建築請負契約を結ばないといけないとか、土地を全て販売出来ない場合は受人自ら住宅を建設しなければならないなどの条件を満たせば宅地増設のみの申請も可能となっております。今回の申請目的についてはその様な特定建築条件付の土地が2区画予定されているものです。引き続き内容にもどります。資金計画は自己資金となっております。農地区分につきましては第一種農地となっておりますが、隣接土地との一体的事業を行い、また事業の総面積1,333.52㎡に占める第1種の農地の割合が3分の1を越えないため、農地施行令第4条第1項第2号の二、例外規定により許可相当と判断いたします。以上です。

#### 4 番委員（中石 均）

受付番号3番は1月26日に第2ブロック委員4名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は需要が見込まれる樺山地区に分譲可能な申請地があり、中学校まで車で5分程度、県道までも近く、付近には三股駅もあり、交通の便も良く通勤や通学に便利であり、また近隣には住宅地も増えてきていることもあり、生活環境には最適であると考え、申請地に住宅造成を計画するも

のです。またその売買を行うことで自社の経営安定を図るものであるという事です。土地を造成するにあたり、整地をするにとどめ、隣接地にはブロック積及び擁壁を施工し、土砂、雨水、雑排水等の流出防止に努め、生活排水及びし尿については、小型合併浄化槽にて処理するとの事です。雨水排水は南側既設側溝へ放流するとの事です。建物を建設する際には建物を境界より離して建設し、周辺農地に対する日照、風通等に特別な影響を及ぼさぬように措置するとの事です。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号1番から3番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号1番から3番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計8件10筆7,194㎡、うち田が8筆5,368㎡、畑が2筆1,826㎡でございます。利用権設定につきまして合計57件135筆110,418㎡、うち田が100筆75,513㎡、畑が35筆34,905㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料18頁1番から19頁8番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料20頁1番から31頁57番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に

関する総会資料18頁1番から19頁8番まで、利用権設定に関する総会資料20頁1番から31頁57番についてについて意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(溝口 良信)

挙手全員ですので、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。1月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(溝口 良信)

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第1回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時